



65 歳以上の高齢者を対象に 補聴器の購入費を助成します。

清水町は、高齢者の生活支援及び社会参加を促進させ、認知症やフレイル予防を図ることを目的に、加齢による聴力機能の低下がある高齢者に対して、補聴器購入費用を助成します。

＜助成額＞

- ・補聴器本体購入費の2分の1以内とし、上限 30,000 円です。
 - ・助成は1人につき1回限りです。
 - ・補聴器の購入に要する経費に限ります。
- ※付属品単体、診察料、検査料、証明書料、集音器等は助成対象外です。

＜対象者＞

- ② 清水町の介護保険第1号被保険者
- ②両耳の聴力レベルが40 デシベル以上 70 デシベル未満で、
医師が補聴器の使用を認めている者
- ③法令等の規定に基づく補聴器の購入に関わる助成の非対象者
- ④介護保険料の滞納がない者

＜申請の方法＞

- ①申請書入手
町福祉介護課で申請書類を受け取ります。
※町ホームページからダウンロードができます。
- ②耳鼻咽喉科を受診
 - ・申請書類を持参し、耳鼻咽喉科を受診します。
 - ・「両耳の聴力レベルが40 デシベル以上 70 デシベル未満で、補聴器の使用が必要である」と認められた場合は、申請書類の証明書（様式第2）に医師の証明書をもらってください。※上記の内容が記載されている証明書類でも可
- ③補聴器を購入
 - ・補聴器を購入し、その領収書をもらってください。
 - ・領収書は、購入日、購入金額、購入品目が記載されているもの。※宛名は助成対象者ご本人様に限ります。
- ④申請書類の提出（購入した日から90日以内）
 - ・「申請書兼請求書（様式第1号）」、「医師の証明書（様式第2号）」、「支払領収書」、「振込先口座の通帳又はキャッシュカード」、「印鑑」を持参し、福祉介護課窓口へ提出します。

お問い合わせ 清水町役場 福祉介護課 地域福祉係

☎055-981-8207

